

姫路獨協大学学生会館管理規程

(平成8年2月15日制定)

改正 平成11年10月21日

平成14年 1月17日

平成20年 9月18日

平成25年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、学生会館（以下「会館」という。）の使用に関して必要な事項を定めることにより、適正な管理と円滑な運営を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 会館の名称（呼称）は、H D U S t u d e n t H a l l とする。

(使用者)

第3条 会館の使用者は、原則として本学の学生及び教職員とする。

(責任者)

第4条 会館の管理責任者は、学生部長とする。

(開館及び休館)

第5条 開館時間は、8時から21時までとする。ただし、土曜日及び長期休業期間中については、17時までとする。

2 休館日は、次のとおりとする。ただし、学生部長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 学園創立記念日
- (4) 年末年始（12月26日から1月6日まで）
- (5) 夏期休業期間のうち、大学が定める日
- (6) その他本学が施設の使用を必要とするとき

(使用手続等)

第6条 会館内のホール及び会議室を使用するときは、原則として7日前までに学生会館使用願を学生課に提出し、学生部長の許可を受けなければならない。

2 使用許可を受けた者は、使用の取消し、又は使用許可事項の変更が生じたときは、速やかに学生部長に届け出なければならない。

3 使用者は、許可を受けた目的以外の使用及び施設の一部又は全部を他の者に転貸してはならない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた使用時間を厳守すること。

- (2) 会館内の設備の使用及び備品の移動を無断で行わないこと。
- (3) 掲示物は、所定の場所以外に掲示しないこと。
- (4) 火気の取扱いには十分注意し、所定の場所以外での飲食及び喫煙はしないこと。
- (5) 使用の許可を受けた施設については、使用後は必ず清掃し、原状に復すること。

(損害の賠償)

第8条 使用者が故意又は過失により施設及び備品を滅失又は破損したときは、損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 会館の事務は、学生課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成8年 規程第1号)

この規程は、平成8年2月15日から施行する。

附 則 (平成11年 規程第28号)

この規程は、平成11年10月21日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則 (平成14年 規程第1号)

この規程は、平成14年1月17日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則 (平成20年 規程第13号)

この規程は、平成20年9月18日から施行する。

附 則 (平成25年 規程第13号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。